

# 昭和期の教育における制度とイデオロギー

— 昭和初期から戦後教育への継承面について —

都 築 亨

## < 要 約 >

戦前の教育と戦後の教育との間には大きな断層があるといわれる。しかし、現実には断絶という面よりは、むしろ継続という面の方が多いのではないだろうか。この両者におけるつながりを教育制度とイデオロギーの両側面に分けて分析を試みたい。

## 1 はじめに

近代日本の教育、そして国家的発展の過程において明治41年から大正13年にいたる時期が最も大きな転換期であったことは、前稿（紀要第12集「近代日本の転換期における国家主義教育の再編」）に指摘したところであるが、それ以後の教育は決して一瀉千里にファッションに突走ったのでもなく、又一転して戦後の教育が出現したのでもない。大正末期より昭和30年頃にいたる日本の教育は同一の基盤の上に展開したし、明治41～大正13年の転換期につぐ第二の転換期は昭和28～35年頃ではなかったかと私は考えている。

昭和30年頃までの教育、そしてその基盤としての社会体制はすでに昭和初期に形成されていたし、その社会的進展に対応する教育の制度的改革は昭和6年頃に手がけられていた。そして昭和12年から18年頃にいたる戦時体制において、現実に対応し得た制度的改革はかなりの程度まででき上ったのである。国民学校令中等学校令がそれであり、この路線が戦後の教育制度にもちこまれていると考えられるのである。これはその教育の中にもちこまれたイデオロギーとは区別してとらえる視点が必要ではないかと私は考えている。

たしかに新教育は戦時中の教育を支配した皇国主義から断絶することを要求されていたし、「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト<sup>(1)</sup>」が占領軍より至上命令として要求されていた。そしてミッションレポートや教育基本法の理念には前代の教育とちがっていたようにも見える。しかし、それを教育の断絶としてとらえることはあまりにも微視的な見方であり、戦後の教育のなかにおいてさえそうした分節はいくつかあったはずである。むしろ

制度なり体制の変転に即応しないイデオロギーなどというものは、たてまえとしてはともかく、実体としての効力をもち得ないものである点を確認したうえで、教育の在り方を考えるべきではないだろうか。

## 2 昭和初期における教育改革の動向

関東大震災の後、山本内閣から貴族院内閣といわれる清浦内閣にバトンが渡された。山県なきあとの政界に貴族院が大きな位置を占めたこと、清浦内閣に始ったことではなかったけれど、貴族院の背後に枢密院があり、「枢府はまさに顧問府たる性質を一変して、政府監督の最高機関たらんとする<sup>(2)</sup>」傾向をとってきたのであった。

その枢密院・貴族院によってこれ以後の教育路線はうち出されたといってよいし、この路線は前代の山県路線（オールド・日本の路線）とくらべて明らかに反動的であった。

大正13年4月15日清浦内閣は文政審議会官制を發布し、「国民精神ノ作興・教育ノ方針其ノ他文政ニ関スル重要事項ヲ調査審議」する役割を同審議会に負わせようとしたのである。この審議会には文相江木千之の義務教育延長の期待も反映させられようとしたのであったが実現せず、むしろこの超然内閣が第二次護憲運動の前に崩壊し去ったのち、護憲三派内閣である加藤高明内閣のもとにおいて審議会の反動的文教政策は実現させられていった。

大正14年4月には勅令第135号により陸軍現役将校配属令が公布され、文政審議会では「小学校ニ於テモ教練武科ヲ課ス」ことが付帯決議された。そして中等学校に在学しない一般の青年に対して、同じ教育的意図をもって青年訓練所令（勅令第70号）および青年訓練所規定（文部省令第16号）が制定された。

この文政審議会・加藤内閣の教育路線に対して、田中義一・宇垣一成という軍部の実力者が大きな寄与をしていたこともたしかだけれど、教育の軍国主義化の主役は、ブルジョアジー代表としての加藤とその文相岡田良平であり、むしろその政府・ブルジョアジーの背後にあって政治・教育を遠隔操作し始めたのは枢密

院であった。注意すべきことはブルジョアジーと枢密院という一時代前には相対立拮抗した両者が、この独占資本の形成期における国家的要請によって結びつき、政治と教育についての指導権をにぎり始めてきたことである。

ファシズムを「極右政党ないし軍部・官僚中の反動分子による政治的独裁であって、立憲主義と議会制の否認・一党制の樹立をその必然的なコロラリーとし、イデオロギー的には自由主義・共産主義の排撃と全体主義・国家ないし民族至上主義・軍国主義の高唱を特徴とする<sup>(3)</sup>」と規定した場合、大正13年以後の政治・教育路線は明らかにファシズム路線といってよいであろう。しかしそれは普通いわれているような軍部の主導によって行なわれたのではなく、軍の政治権力の獲得過程の中に、政治の「指導」と「責任」についての明確な根拠を見出すことはできない。

日本のファシズムは指導者不在のファシズであり、それは財閥・ブルジョアジーの政治要求と枢密院に代表される天皇制権力との抱合妥協という形においてすすめられた。その意味で主体は枢密院であった。

昭和の歴史は金融恐慌によってその幕をあけたが、その原因となった台湾銀行救済のため、2億円の非常貸出しを内容とする緊急勅令案を若槻内閣が用意したのに対して、これを否定して内閣を死地に追いこんだのは枢密院であり、枢密院の強力な介入で田中内閣は成立した。本来顧問府たるべき機関が行政に口を出し、政治的策動の震源地となったのであった。それはこれ以後においてもそうである。

3.15の弾圧の直後の昭和3年4月、第二次山東出兵の2日前、政府は「国体ニ背キ国情ニ悖ルノ思想ヲ懐抱シ「浮華放縦」に流れる傾向をもつ学生にその流弊を一掃するため特に文部省訓令第5号を出し、10月には文部省に学生課をおき学生の「思想善導」に本腰を入れ出したのであった。

昭和4年3月山本宣治が暗殺され、4.16の大検挙が行われたあと、8月には浜口内閣は教化総動員の運動をおこし、12月に政府は教学振興・国体観念の養成について声明を出すまでになった。これは田中軍閥内閣においても、浜口ブルジョア内閣においても基本的な教育路線は同一であり、遠隔操作の主体がほかにあるということであった。

体制側をこれほどにまで「教化」「思想善導」「国体明徴」に狂奔させねばならなかったのは、直接には学生に対するマルクス主義の浸透であったけれども、間接的には「浮華放縦」「輕佻詭激」の現実であり、都市化現象に伴う退廃と荒怠であった。それはいうまでもなく資本主義の発展に随伴する必然的な現象であったけれども、昭和5～6年の都市生活を風靡したのは

まさしく退廃的状况・エロ・グロ・ナンセンスの時代的風潮であった。もはや祖先教や報徳主義ではどうにもならぬほどに体制の矛盾は進行しており、その現実には体制側もみとめなければならなかった。この時点における教育改造の要請——どうしても現在の教育をかえねばならぬという要求は体制側にも、又反体制側にも痛切に感じとられていたはずである。

昭和4年の1月、国民新聞は懸賞金つきで「教育改造についての論文を公募し、その公募の趣旨のなかで次のようにのべている。「わが国の教育制度は、明治の創設時代以来、ほとんど釘づけの状態におかれてきた。部分的には何回か手直しされたが、その基本的な構造や指導の方針は半世紀前のままである。そのために教育は、実生活の変化・社会の推移に適合しないものになってしまい、時代錯謬の欠陥をつぎつぎにあらわしている。教育の病弊は国民生活に最も重苦しい圧迫を与えており、国難になっている。<sup>(4)</sup>」

文政審議会、したがって枢密院・官僚・財界による教育の改造に不満だからこそ、新聞社によるこうした企画がなされたのだろうし、このほかにも教育の刷新を求める動きは、いたるところにあったといってよい。

体制側の今迄の路線に最も近い形で教育刷新を考えていた一人に加藤完治があり、昭和2年茨城県に日本国民高等学校を創設していた。そして「暗中模索し、徒らに前途を悲観して意気阻喪して<sup>(5)</sup>」いる農村青年に「開墾及農場実習によ」って「健全なる人生観」と「義勇奉公の熱情」を与えようとしていたのである。

これと同じような意図から教育の再建をはかろうとした人には山崎延吉があり、又権藤成卿・橘孝三郎があったけれど、その一連の人々に共通するのは昭和5～7年の農村不況・荒廃の現実のさ中に立って、切実な危機感をもって「学校教育を村塾的にやり直」そうとするものであった。したがって農本主義教育であり、都市中心の形式的な教育の現状に対するつよい不信から出発していた。

ある意味からは体制側の教育刷新のとらえ方とくらべてより右よりであり、一昔前の報徳主義につながる面（したがって時代おくれの）をもっていただけ、農本主義的改革のすべてが右翼の発想だったのではなく、その結集体たる日本村治派同盟には、下中弥三郎・風見章・土田杏村などかなり進歩的なメンバーも加っており、その塾風学校には加藤の国民高等学校の系列のほかに、賀川豊彦、杉山元治郎らの影響をもつ農民福音学校も70校を数えていたといわれる。

この段階における教育改造、刷新の動向のなかで、その立場を右であり、又左であるとして、価値的判断

を下すことは正しくないであろう。権藤や橘は5.15事件にもつながるその意味でのファシストであったけれど、下中や風見あるいは農村青年共働学校の岡本利吉とも共通する点は、「都市的」で「資本主義的」で「形式的」な「虚偽の教育」を打破して真実の教育を青年にあたえなければ日本は滅亡とする、というつよい危機感であった。

都市的な教育の退廃に対抗しようとする点でこれらには、「北方教育」や「新興教育」の運動にも共通する熱意をみとめることができる。そして体制側によってリードされていった「国体明徴」「国民精神作興」という皇道派的教育イデオロギーに対しては、農本主義的イデオロギーであっても、プロレタリア教育イデオロギーと同じく充分革新的であり得たのである。

ただしこの時点において農本主義では教育改造の座標軸とはなりえなかった。基盤は大きくかわっていたのである。農本主義とはちがった立脚点の上に立った革新的イデオロギーとしての北一輝は「日本改造法案」のなかで教育の刷新をつよく指摘している。国民の「権利」としての義務教育を「満6才より満16才マデノ十年間」とし「男女ヲ同一ニ」教育することを要求し、「各人ノ欲スル所ニ隋ヒ各家ノ生活事情ニ応ジテ学ブベキ幾多ノモノ」まで学校教育に持込むことに反対している。

改造法案にもられた北の革新的教育の主張の中には「此ノ国民教育ハ国民ノ権利トシテ受クル者ナルヲ以テ無月謝教科書給付中食ノ学校支弁ヲ方針トス<sup>(6)</sup>」とし、制服廃止、軍事教練廃止にまで及んでいる。

これらの北の教育の改造論がほとんど戦後に実現をみたことであるから、だから北等のファシズムが正しかった<sup>(7)</sup>というのではないが、又ファシストの言だからすべてが反動であると評価することも正しくない。昭和5～6年の時点において（北の改造法案は大正12年）体制側の企てた教育の改造にくらべて、反体制的立場にあった北の、そして橘や下中のもつ革新性はそれとみとめねばならないと思う。

昭和6年において、体制側がとりあげ得たただ一つの改革は、中学校令施行規則の改正（昭和6.1.10文部省令第2号）であり、「国民道徳ノ養成ニ意ヲ用ヒ」「建国ノ本義ト国体ノ尊嚴ナル所以」を打出し、新たに「公民科」を中学校に設置することであった。又「社会ノ趨勢」に対し、中等教育を即応させるため「高学年ニ於テ第一種及第二種ノ両課程ヲ編制シ其ノ一課程ヲ選修セシムルコト<sup>(8)</sup>」としたのである。「中学校ノ教育ガ往々ニシテ高等教育ヲ受ケントスル者ノ予備教育」「上級学校入学ノ準備ニ流レ」んとする傾向と「卒業後直ニ上級学校ニ入学スル者ハ年々約三分ノ一ニ過ギスシテ其ノ大部分ハ卒業ト共ニ社会ノ実務ニ

当ルノ情態<sup>(8)</sup>」である現実に対応させたせい一ぱいの改革であったけれど、その折角の提案も、大衆のための中学教育である一種へは誰もいきたがらないという状況であってみれば、その効果は疑わしかったといわねばならない。

5.15事件後、斎藤内閣は、「農村の更生」を第一に掲げていたが、当時の農村の荒廃は自力救済ではどうにもならぬところまできており、体制のぼん回をはかる事は不可能であり、教育の改革を新しい原理に基づいて考えねばならなかった。7年に国民精神文化研究所が設置されたのも「国民の嚮うべき理想」「国民生活の指導原理<sup>(9)</sup>」を確立するためであった。

昭和10年青年学校令（勅令第41号）が制定され、これまでの実補と青年訓練所とを統合して「単一の青年教育」たらしめようとする意図が実現した。かって昭昭7年の農村危機にあつて文部省がこれを取りあげたときには軍部の反対で実現しなかったこの企図が、この時点で実現をみたのは、「国防の本義と其強化の提唱」の路線において陸軍がこれを支持するようになったからであった。青年学校の発足した4月には文部省、陸軍教育総監部は国体明徴の訓令を発し、又8月には「国体明徴に関する政府声明」を出して、「統治権が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機関なりとなすが如きは是れ全く万邦無比なる我が国体の本義を愆るものであり」「政府は愈々国体の明徴に力を効し其の精華を発揚」すべく決意したのである。

その10年の11月教学刷新評議会が設置され、新時局における教学のイデオロギーが案出されることになった。そして11年の8月には「基本国策要綱」が決定され、又「昭和12年以降に於て重点をおき施設すべき事項」いわゆる庶政一新七項が軍部及び革新官僚によって立案されたのである。

その庶政一新の第一は「国防ノ充実」、第二には「教育ノ刷新改善」が掲げられていた。前内閣からの引きつぎ事項である教学の刷新と生産力拡充、軍事能力向上のための義務教育年限延長を中心とする教育政策が新しくそこに用意されてくるのである。

広田内閣の文相平生鈺三郎は「日本人が何時までも世界文化の仲間入りをせず、独り善がりをしていいならこれ以上教育の必要はない。が欧米人と競争して堂々と勝つには、どうしても、もっと教育制度を拡充しなくてはならないのだ」（私は斯く思う）として八年制義務教育を考えてきたのである。これは川崎造船で腕をふるった平生鈺三郎だからこそいえたのかかもしれないし、その動機は「科学的知識の普及等は国防力の増進からみて一日も忽にするを許さぬ」ということが表面に出されていたとしても、その本意は「我が國が輕工業から重工業へと世界の經濟争覇戦に画期的な進

出をするためには何よりも先づ国民一般の能力を高め生産力の増進を図らねばならぬ<sup>(10)</sup>」といていたように、むしろ産業上の要請であったといわねばならない。

中学校は、各県一校の上級学校進学のための中学と、実務専修の中学とに分けられ、後者の修業年限は三年を考えていた。これはこの時点における体制側の教育路線、即ち統制派ファシズムの路線によるはじめての教育改造でもあったけれど、皇道派の路線とくらべてかなり大きな前進的意義をもつものであった。

阿部重孝らはこの平生文相の義務教育延長案を支持しつつも「延長すべき年限の問題にしても、何も2年に決った事はない。義務教育年限としては、7年説も可能であり、9年説も10年説も亦可能であ」って「延長される2箇年に於て初等教育を反復するよりも、寧ろこれを中等教育とし、職業教育を中心として彼等の生活上の必要を満してやるべきである<sup>(11)</sup>」という構想を示していた。これこそまさしく戦後の六・三制に充分つながりうる構想でもあった。

ただ折角の平生文相の熱意も、帝国教育会などの支持にかかわらず、枢密院の横槍、政友会の反対、そして直接には第70議会での浜田代議士と寺内陸相の「腹切り問答」で広田内閣が倒されたことによって日の目を見なかった。

### 3 イデオロギーの反動化と制度の革新

昭和12年3月に出された「中学校教授要目中修身・公民科・国語漢文・歴史及地理ノ要目改正」(文部省訓令第9号)は中等教育の内容が国体明徴・教学刷新の路線にそって行われた第一の改正であった。修身において「天壤無窮ノ神勅」が内容の第一に入り、歴史・地理も6年の教授要目にくらべて大きく「国体の明徴」にぬりつぶされることになった。

これとほぼ同時点において出されたのが「国体の本義」である。この国体の本義と教授要目の改正は、本質的には、平生文政より以後につづく統制派的教育路線とはちがって、むしろ皇道派の理念「国体イズム」であったが、2.26事件後その処理の過程の中で皇道派の実勢力が払拭されてのちの体制側は、この国体イデオロギーのコトバとしてのタブー性をうまく利用しようとしてゆくのである。国民精神総動員から「皇国ノ道」につづくイデオロギーがそれである。

しかしながら教育の沈滞は明らかに刷新されねばならなかった。そしてそのためには前世紀的イデオロギーの空念仏では無意味であった。イデオロギー反動の昭和12年において教育の制度的再建のプランは近衛内

閣の文相木戸孝一の下ですすめられた。12月教育審議会が発足したのはそのためであり、以後16年10月まで非常時局に直面する「教育」の刷新の方向をさぐって七つの答申を行った。その第一は青年学校の義務化であり、第二は国民学校の充足であった。

「青年学校義務制実施ニ関スル件」は13年の1月閣議決定されてのち、審議会にもちこまれるという政府の主導性において打ち出されたプランであり、意図としてはかなり前進的なものをもっていたことであった。

国民学校令が出されたのは16年3月1日、近衛新体制、大政翼賛会が成立してからのことであった。そしてこれはファシズム支配の完成期における教化支配の路線をあらわすものであり、「国民を超国家主義的な天皇制イデオロギーで武装させ、戦時体制に積極的に順応させようとする基本原理をあきらかにしたもの<sup>(12)</sup>」であったともいえる。

しかしながらその天皇制イデオロギーは、かつての家族国家観や内務省的報徳イズムの理念とひきくらべたとき、かなりモダンな装いがこらされてきたことは注意すべきであろう。「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」ことを目的とした国民学校の理念は、昭和14年の「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の「国本」イデオロギーと共通する「皇国ノ道」という統制派的革新官僚的イデオロギーにかわってくるのである。

そして制度的内容において二つの刷新が含まれていた。

第一に、ここで義務教育8年制が採択され、大正13年に江木文相が、そして昭和11年にも平生文相が提起していながら法制化されるにはいたらなかっ懸案が、この戦時非常時局において正面きってとりあげられたことである。「保護者ハ兒童ノ満6才ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヨリ満14才ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終マテ之ヲ国民学校ニ就学セシムルノ義務ヲ負フ」(令第8条)初等科6年、高等科2年がそれである。それは「青年前期ノ段階ニ入りタル兒童ニ対シテハンノ将来ノ生活ニ対応スベキ教育ヲ施シ、8年ヲ通ジテ一貫セル教育ニ抛リ克ク皇国民トシテノ負荷ニ堪フベキ資質ヲ養ハシメン<sup>(13)</sup>」がためであった。ただしこの実施は昭和19年からとされ、実は「戦時非常措置」によって実現を見るにはいたらなかつたけれど。

第二に、教育内容および教科編制の近代化がこらされている点である。「心身ヲ一体トシテ教育シ、教授・訓練、養護ノ分離ヲ避」け、「儀式・学校行事等ヲ重シ、之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ」あげ、「教育ヲ国民ノ生活ニ則シテ具体的實際的ナラ

シ」め、「男女ノ特性、個性、環境等ヲ観慮シ」「児童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養<sup>(14)</sup>」わせる等、これらは、むしろ大正期にさかんであった自由教育、合科教授論、あるいは教科研の運動のなかで継承してきた教育の前進的成果を、この非常時局において体制側で吸いあげ、利用しようとするものでさえあった。

教科の編制においてもそうである。国民科・理科科・体錬科・芸能科という編制は、「学問の区分でもなければ、学科の種類でもなく、皇国民たるの資質を錬成せる教育内容の大分節<sup>(15)</sup>」とされており、その中で特に理科科が重視されてきた。「科学の論理」をも包摂し、合科教授の方法をとり入れた進歩性は、その文教政来の推進者であった橋田邦彦文相の「多くの教育学者、科学者の教学論、科学論をその傘下におさめる力量」<sup>(16)</sup>の故かもしれないし、この教育改革に篠原助市・石山脩平らの教育学者の参画があった故かもしれないけれど、これらは戦後教育の素地をつくっていた点で見落してならないものであると私は考える。

太平洋戦争が勃発し、昭和18年という戦局の悪化段階において大学令が改正(1.21)され、中等学校令が公布(勅令第36号)された。明治以来、中学校令・高等女学校令、及び実業学校令に分れていた中等教育段階の教育制度がここに一つに統合されて、おくれながらも、大々的な学制の改革が行なわれようとしたのであり、これこそ「統一学校理想の実現に一步前進したのも<sup>(17)</sup>」であった。

そして同時点において師範学校の改革も行なわれ、(師範教育令昭18.3.8.勅令第109号)従来の一部・二部専攻科は廃止されて、専門学校に昇格し、中等学校卒業者を入学させることになった。これも明治以来エリート育成のための高等教育と、教師養成のための師範教育とが分断されて、二重構造をもっていた教育体制が一元的に統一されたという意味で画期的な改革であった。統一学校体系は戦後教育において他からの強圧によってはじめて成立したのではなく、日本の歴史的発展の状況において必然的に要求された在り方だったのである。

#### 4 むすびにかえて

巨視的にみれば大正13年頃より昭和30年頃にいたるほぼ30年間における発展は近代国家の第二期にあたり、工業的発展に伴う準都市型国家としての発展がみられた段階であって、昭和5年頃から出はじめた教育の改造・刷新の要求は、その現実に対応した教育の在り方を期待するものであった。

そして昭和30年以降の高度成長期における都市化状況、大衆社会状況の進行は、ついにこれまでの教育の

改革——六・三制をも含めて——を時代おくれのものとするまでになってきたのである。近代国家の第二期というように私が規定した昭和30年までの、制度としての教育に決して断絶はなかったのであるが、今にして教育は過去の遺産から脱却する時期に入ってきたのではないだろうか。イデオロギーとしての教育は少くともその社会的成熟度に対応している限り有効であろうけれど、昭和前期ですら農本主義が無効化していったように、その基盤が失われたなかで、いかに理念を強く主張しても無意味であろう。超国家主義イデオロギーからの断絶をしいられたはずの新教育のイデオロギーもその例外ではあり得ない。高度成長・都市化状況の進行のなかで、新教育のそれも過去のものにかわりつつあるとみることもできる。イデオロギーが「たてまえ」としてしか通用しなくなるのはもはやその基盤が消失しているからである。まして現実をふまえないナショナリズムや神託のイデオロギーは虚妄であり、30年以後の新しい基盤に対応できる教育イデオロギーはまだ形成されていないのである。

#### 注

- (1) 日本教育制度ニ対スル管理政策 原典近代教育史 261
- (2) 吉野作造 枢府と内閣 東京朝日新聞 13.4.1
- (3) 丸山真男 現代政治の思想と行動 292
- (4) 熊谷一乗 昭和の教育 12. より
- (5) 日本国民高等学校設立趣意書 農村に於ける塾風教育 協調会 28
- (6) 北一輝 日本改造法案
- (7) たとえば三島由紀夫のいろいろな投稿や発言
- (8) 中学校令施行規則改正ノ要旨 昭和 6.1.20 文部省訓令第2号
- (9) 鳩山一郎 国民精神文化研究所々報発刊に寄す所報 1号 6~7
- (10) 平生鈞三郎 時局と教育 中央公論12年11月号 145
- (11) 阿部重孝 新興日本の教育 190
- (12) 中野光 太平洋戦争下の教育思想 現代日本の教育思想 戦前編 214
- (13) 文部省訓令第9号 16.3.29 国民学校令及び同施行規則公布ニ際シ地方長官ニ対スル訓令 近代日本教育制度史料 第2巻 267
- (14) 国民学校令施行規則 文部省令第4号同史料 229
- (15) 国民学校教則案説明要項及解説同史料
- (16) 志摩陽伍 戦時体制下の教育 現代教育学 5.
- (17) 仲新 現代学校論 149